

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都杉並区上高井戸三丁目2番23号

氏名 株式会社中村
代表取締役 戸村 勝秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 8月23日

許可の有効年月日 令和 7年 8月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類 (以上6種類)
(積替え保管できる種類に係る限定は裏面のとおりに)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

(1) 東京都杉並区高井戸東四丁目7番10-101号
(2) 東京都大田区京浜島二丁目18番1号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物のうち、木くずの搬入は全て自ら行い、その他の種類の搬出は全て自ら行うこと。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成	2年	8月	23日	新規許可	
令和	2年	8月	23日	更新許可	第6回
令和	4年	4月	25日	変更届	積替え保管できる種類の追加（木くず）
令和	4年	10月	21日	変更届	積替え保管施設の追加、積替え保管できる種類の追加（汚泥）
令和	5年	6月	30日	変更届	積替え保管施設の追加（大田区京浜島二丁目18番1号）
令和	5年	7月	27日	変更届	積替え保管施設の廃止（大田区京浜島二丁目19番9号）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項 の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-10-031949号

2. 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都杉並区高井戸東四丁目7番10-101号
 積替え保管面積：150.3㎡ 最大保管高さ：2.1m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃電気機器類に限る。）	棚及びコンテナ又は直置き : 10.5m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	ペール缶29個 : 0.174m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ペール缶1個 : 0.006m ³
	保管量合計 : 10.68m ³

(2) 施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目18番1号
 積替え保管面積：550.0㎡ 最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
木くず	コンテナ1台 : 27.0m ³
がれき類	フレコンバッグ1個 : 1.0m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	直置き : 37.5m ³
	保管量合計 : 65.5m ³

(以下余白)